

保育施設における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

全国各地で過去最高の感染者数を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大しており、本県の保育施設等でもクラスターが発生するなど、今まで以上に感染拡大予防を徹底することが重要となってきています。

このような状況でも、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら保育施設の運営を継続するため、感染予防の取組を整理しました。

市町村・各保育施設での状況や実情に合わせて新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の参考としてご活用ください。

なお、当該ガイドラインは、あくまで目安としてご活用いただき、感染拡大の状況に合わせた市町村・各保育施設での対応や臨機応変のご判断を妨げるものではありません。

※この対策例は令和3年9月14日時点の厚生労働省等の資料を基に作成したものであり、最新の情報に基づき適宜更新していきます。

1 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。そのため、飛沫感染と接触感染の防止を中心に、現在各施設で実施している感染対策に加え、各施設の状況に応じた持続して実施可能な感染対策方法について、本ガイドラインを参考に検討していただき、保育施設全体の感染対策を向上させていきましょう。

また、発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状や体調不良（以下、「体調不良等」という。）の場合は、園児・職員とも登園・出勤しないことを徹底し、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが最も重要であることに留意しましょう。

さらに、職員が主に入出入りする職員室、休憩室、職員用トイレなどでも、換気、マスク着用、手洗い・手指消毒、共有物の消毒、フィジカルディスタンスを意識して職員同士の3密を回避し、職員同士の感染対策を徹底しましょう。

区分	感染拡大予防の基本
最重要事項	体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない
飛沫感染対策	職員や園児のマスク着用
	適切な換気（常時換気が望ましい）
	可能な限り距離をとった保育活動
接触感染対策	正しい手洗い・手指消毒
	共用の物品・場所の消毒



2 換気の方法

換気はエアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は常時運転させてください。換気設備がない場合は2方向の窓を同時に開けて空気の流れを作って吸入口（入口）と吸出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いいたします。

また、高いところから気にならない程度の扇風機の風を流したり、低いところに外向きに風を逃すための扇風機等（危なくない構造）を設置するなど効果的です。常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう。CO₂モニターを設置して換気状況を確認することも検討しましょう。一般的には1000ppm以下が望ましいとされています。

冬は換気により室温が低い状態（冬の室温の目安：20～23℃）となることも考えられることから、園児の保護者に対して温かい服装を心掛けていただくよう依頼するなど、柔軟に対応しましょう。また、室温が下がりすぎないように、空き保育室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し

温まった状態の新鮮な空気を保育室に入れるなど2段階換気も気温変化を抑えるのに有効です。

冬季の換気のポイントや2段階換気の方法などは、以下のNHKの動画を参考にしてみてください。

(参考) NHK おはよう日本

冬の換気のポイント (動画 54 秒) https://www.nhk.or.jp/ohayou/videos/20201120_2/

寒い季節の新型コロナ対策 (動画 1 分 7 秒) <https://www.nhk.or.jp/ohayou/videos/20201109/>

3 正しい手洗い等

新型コロナウイルス感染症対策には、石けんと流水による手洗いが推奨されています。手洗いは30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。

(1) 正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

(2) 手洗いのタイミング

園児・職員ともに、以下の6つのタイミングにしっかりと手洗いを実施しましょう。降園の際にも手洗いを実施し、家庭への感染予防にも努めましょう。園児については、マスクの着用が難しいからこそ手洗いが重要です。

また、6つのタイミング以外にもトイレスリッパなどの飛沫物が付きやすいものを触った後は、手洗いをする習慣を身に付けましょう。

手洗いの6つのタイミング



※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2021. 4. 28 Ver. 6)」より

(3) タオルについて

手洗い後の接触感染を避けるため、タオルの共有はさけましょう。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。常用が難しい場合でも感染症流行期はペーパータオルを使用することが望ましいです。

ペーパータオル等を捨てるゴミ箱は、足踏み式等で密閉ができるふた付きのゴミ箱を用意する

ことが望ましいです。

また、ゴミの回収に当たっては、手袋及びフェイスシールドを着用し、集めたゴミが入った袋は密封してください。また、作業後は、必ず手洗いを実施してください。

(4) 石けんの種類

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（以下、厚生労働省ガイドライン）」には、石けんは衛生管理の面からも液体石けんが望ましいとされています。固形石けんを使用している保育施設は液体石けんや非接触型の石けんなどへの転換を検討ください。

4 園児の衛生習慣等について

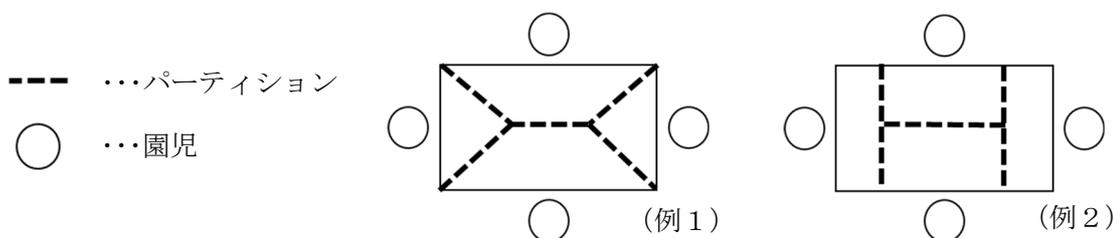
新型コロナウイルス感染症対策を日々の保育活動で徹底しましょう。年齢や発達段階等によりマスクが着用可能な園児については、100%の着用を目指しましょう。また、園児に咳エチケット、手洗い、マスク着用等の衛生習慣が身に付くことは、子どもが自ら健康で安全な生活を作り出す力にも繋がります。園児にも正しく感染対策がとれるよう参考資料（13頁参照）のイラスト等を活用し、わかりやすい感染対策の呼びかけをお願いします。

なお、マスク着用については一律に着用することを求めるものではありません。マスクを着用している園児については、マスク着用による息苦しさを感じていないか十分に注意し、健康被害等が発生するおそれがあると判断した場合は、マスクを外すようにしてください。

また、目の粘膜組織である「結膜」からも感染することがあるので、不用意に目を触らないよう園児への声掛けをしていきましょう。

マスクを着用している園児が多いクラスについては、マスクを外す食事の場合など、同じ机の園児にも飛沫感染対策が図れるようパーティション等を工夫して設置しましょう。マスクを着用している園児が少ないクラスについては、職員による消毒等の感染対策の徹底が必要です。

（パーティションの設置例）



5 消毒

低年齢児はおもちゃや手すりなど、あらゆるものに口をつけたり手を触れたりします。多くの園児が触れる場所、物品の消毒は日常の衛生管理として、これまでと同じように消毒を行いましょう。

消毒方法や消毒液の管理方法などは、園医等に相談しながら適切に実施しましょう。

(1) 多くの園児で共有する物品・多くの園児が触る場所の検討

日頃の保育内容から、おもちゃ、工作用品、絵本などの物品や場所を、子どもたちがどのように、どれくらい共有しているか、触っているか確認しましょう。

物品や場所などの確認結果をもとに、どのように消毒を行うか検討しましょう。頻繁に消毒できない共有の物品等は、使用后3日程度は使用せず、ローテーションして使用することや個人用の物品に変更することも併せて検討してみましょう。

(2) 消毒方法

消毒は、基本的に汚れを落としてから、消毒液でしっかり濡らした状態で実施する必要がありますので留意しましょう。厚生労働省ガイドラインでは、消毒する物品・場所によって消毒薬の

種類と用途に分けて記載されていますので参考にしてください。

次亜塩素酸ナトリウム等の消毒作業では、スプレータイプで散布することはウイルスを舞い上げ、吸ったり目に入ると健康に害を及ぼす可能性がありますので、消毒液をペーパータオルなどに浸してから拭くなどの対応をお願いします。(県教育委員会の「学校空間の消毒方法について」の動画が参考になりますのでそちらをご参照ください)

8頁以降に、参考として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール(消毒用エタノール)を基本とした物品・場所等への消毒方法、消毒薬の種類と用途を記載しております。次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意し、毎日、希釈・交換しましょう。

(3) 消毒のタイミング

消毒はこまめに実施することが望ましいですが、特に食事や歯磨き等の飛沫が発生し易い活動のあとには必ず実施しましょう。

- ・トイレも含めたドアノブなどの頻繁に触る箇所については、時間を決めての消毒を実施しましょう。
- ・床等については、1日に1回以上、閉園前のタイミング等に消毒をしてください。飛沫が発生し易い活動の前に新聞紙やビニールシート等を敷いて活動後に廃棄又は消毒する等の対応も有効です。
- ・遊具、本など、消毒が困難なものについては、職員や園児が使用する前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を徹底することも有効です。

6 県内のクラスター発生を受けて保育施設の職員の皆様にご留意いただきたい事項

各保育施設においては、職員から園児へ感染させることのないよう格段の配慮をしていただいていると思います。加えて、職員同士の感染対策も重視していただき、施設内の感染対策のレベルを全体的に上げていきましょう。

次のとおり職員の皆様にご留意いただきたい事項をお示します。

(1) 職員はマスク等を着用し飛沫感染対策をしましょう

飛沫が手に付着しただけでは感染しません。マスクを着用することで着用者の飛沫物を大きく減少させ、着用者の口に手指を媒介した接触感染のリスクも下げられます。感染経路を遮断するために感染予防策として推奨されている不織布マスクを着用しましょう。

また、目から飛沫物が入らないよう飛沫感染防止用のメガネ・ゴーグルやフェイスシールドを着用することも有効です。特に、オムツ交換やトイレや手洗い場といった水を使用して掃除を行う場面において、そのような飛沫感染防止用の感染防護具を活用しましょう。

飲食を伴う場面では、マスクを外すのは飲食物を口に入れる時のみとし、マスクを外す時間を最小限にしましょう。また、休憩室等に同時に入る人数も減らすなど、職員同士の距離を保ち感染リスクを下げましょう。

(2) 手洗い・手指消毒をしましょう

手洗いのタイミングについては、6つのタイミング(2頁参照)に加え、食事(食器の片付けを含む)、オムツ交換・トイレの介助後、休憩に入る前後にも実施しましょう。手袋を使用していた場合においても、外した後は必ず手洗いを行いましょう。

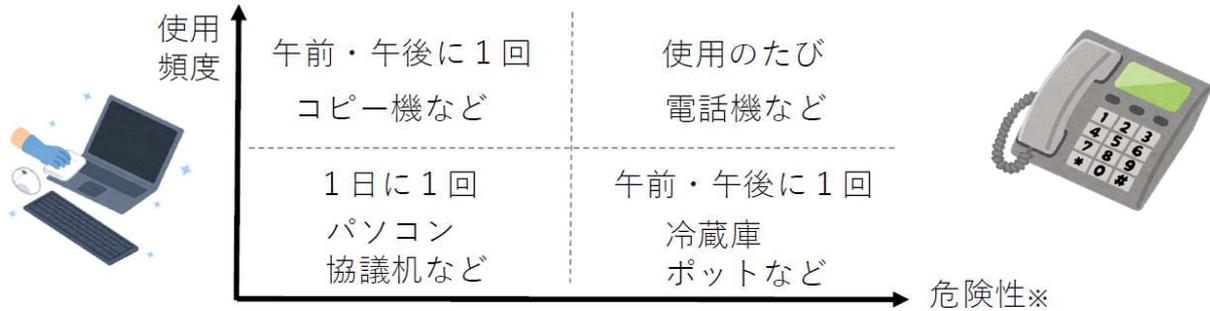
手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しまょう。

(3) 職員が共有する物品の消毒をしましょう

マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底されていることが前提となりますが、受話器やパソコンなど職員で共有する物品について、アルコール等による消毒の徹底をお願いします。使用の頻度、感染の危険性に応じてアルコール等により消毒を実施してください。

※アルコールタイプのウェットティッシュは時間の経過によりアルコール分が希薄になるため、アルコール系消毒液をその都度ペーパータオルなどに付けて拭き取ることが望ましいです。

(参考) 共有物の使用頻度及び危険性による消毒頻度の目安



※接触後飲食を伴う物品や飛沫物が口に近づく可能性の高い物品は危険性が高くなります。

(4) 施設長等は、次のとおり職員の健康状況の把握・管理を徹底しましょう

- ・出勤前の検温を徹底させ、体調不良等がないか確認しましょう。
- ・体調不良等の場合は、自宅待機、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談させましょう。
- ・自宅待機後の職員の出勤については、一時的に体調が落ち着く場合もありますが、解熱し症状軽快後24時間以上経過するなど必ず体調がよくなったのを確認して出勤させましょう。
- ・職員が、やむを得ず、県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族親しい人以外との会食など感染リスクが高い行動を行う場合に備えて、あらかじめルールを定めておきましょう。(例えば、帰ってきた日の翌日から起算して2週間の自宅待機期間を設けるなど)
- ・感染拡大防止の観点からも、職員同士がフォローし合える関係性を作り、職員の体調管理ができる環境を整えておきましょう。

※新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、県としては、園児の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱うこととしています。

(5) 職員は、次のとおり体調管理を徹底しましょう

- ・県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族親しい人以外との会食をしたりなど、感染リスクが高い行動を控えましょう。
- ・体調不良等の場合には、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談しましょう。
- ・体調不良等の場合には、施設長等に対して症状を伝え、出勤を控えましょう。

(6) その他注意すべき事項

- ・体調が悪くなった園児への対応について、休養させる場合は医務室等で行うこととし、体調不良児の対応中であることが分かるよう表示するなど、入室する職員を最小限にしましょう。また、食事、オムツ交換・トイレの介助など対応する職員はフェイスシールドやガウン、体調不良児には使い捨てのシーツ等を使用しましょう。
- ・トイレの床は重要な汚染源です。トイレ用のスリッパは、下駄箱等に置く形式ではなく、床置きにするなど、手で触れる機会を減らすように注意しましょう。

7 鳥取県版 新型コロナ警報及び保育施設等における感染予防等の取組例

令和2年6月1日から鳥取県版新型コロナ警報の運用が始まりました。県内での新規陽性患者数等によって、注意報、警報、特別警報が発令されます。

保育施設においては原則開所となりますが、鳥取県版新型コロナ警報の発令状況に合わせた保育施設における取組の目安を下表に記載しておりますので各地域の発令段階における感染予防の取組の参考にしてください。

活動例	注意報	警報	特別警報
換気	○常時換気を推奨(換気設備は常時運転、換気設備がない場合は対角2方向の窓等を開ける) ※常時換気が難しい場合でも30分に1回以上換気		
手洗い	○手洗いは流水30秒を励行(手指消毒は必要な場面で実施)		
マスク	○鼻咳が出る等の症状がある場合又は発達段階等からマスクが着用可能な園児の場合は マスクを着用 ※低年齢の子どもや屋外活動や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合を除く ※マスクは清潔なものであること		
受入れ・お迎え	○園舎内への立ち入り人数の最少化 ○保護者の送迎時等のマスクの着用や手指消毒の協力依頼	○施設外もしくは玄関口での受入れとお迎えを推奨 (玄関口等で密集とならないよう配慮)	
送迎バス	○可能な限り距離をあげることが重要 (例:1席空けて座るなど) ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○登園・降園前後に消毒	○会話は可能な限り控える	
行事等	○感染予防を徹底しながら実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3密を回避して実施	○原則、実施を控える ○やむを得ず実施しなければならない行事等については、感染予防を徹底し実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3密を回避して実施	○実施を控える
プール	○遊離残留塩素濃度を適切に管理し実施 ○子どもが密集しないよう工夫する ○タオル、備品の共有はしない	○原則、実施を控える ○必要なプール活動については、密集の回避などの感染対策を徹底した上で最少回数を実施。	○実施を控える
保育活動	○園外活動の推奨 ○感染防止に配慮した屋内活動 ・音楽・歌唱活動は、換気を徹底し密集を避けて実施 ・調理活動を実施しない	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の距離を保てる遊びの工夫 ・クラスが混合しないよう配慮 (トイレや午睡、外遊びなど)	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の間隔は1m以上をあける ・1日を同じクラス(同じ人たち)で過ごす
給食・おやつ	○可能な限り距離をあげることが重要 ○可能な限り対角線での配席 ○マスク着用可能な場合はパーティションの設置 ○食事前後の消毒	○会話は可能な限り控える ○可能であれば職員は子どもとは別に食事をとる方が望ましい。 (子どもと一緒に食べる場合でもマスクを外す時間を最小限にしましょう)	
歯磨き	○可能な限り距離をあげることが重要(例:蛇口一つ分空けて歯磨きすることや時間帯を分けるなど) ○歯磨き後の手洗い場等の清掃・消毒(歯磨き中に水を流し続けることも効果的)		
午睡	○可能な限り距離をあげることが重要 ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意	○隣の子どもの口元を1m以上離す	
土曜・朝夕合同保育	○密にならないように適切な部屋で行うこと(例:園児の数に応じて遊戯室で保育するなど) ○換気を徹底すること ○マスク着用可能な園児はマスク着用を徹底し、マスクの着用が難しい園児は職員による感染対策を徹底		
おもちゃ	○消毒できないものは3日程度 間隔をあけて使用	○布おもちゃは控える ○その他のおもちゃはこまめに洗浄 もしくは消毒	○布おもちゃは控える ○登園者が少ない場合には出来る限り 個別でおもちゃを使用
環境衛生	高頻度接触部位※は1日1回以上消毒を行う		

※高頻度接触部位とは、人がよく触れるドアノブや電気のスイッチ、ロッカー、保育日誌等入力のためのタブレット端末やペン、子どもが使用している机や椅子、階段の手すり、トイレの水洗レバー、エレベーターのボタンなどが含まれます。

8 家庭への働きかけ

(1) 保育施設での取組を伝える

子どもの新型コロナウイルス感染症への感染は、大人から感染するケースがほとんどです。適切な手洗い等の感染症対策を大人と子どもが同じ方法で身につけていくことが大切です。各保育施設での取組をお便り等で保護者にも伝えてください。

(2) 体調不良等の場合の自宅監護の要請等

園児に体調不良等がある場合は、当該園児の命を守るため、また感染を拡げないために、自宅での監護を要請し、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談するよう促してください。

また、保護者の理解が得られるよう事前に各家庭へ協力をお願いするなど、丁寧な対応をお願いします。

(3) 人権配慮の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染がおりうる可能性がある病気です。各保育施設におかれましては、保護者の皆様に県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報等に惑わされることなく、感染者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう呼びかけにご協力をお願いします。

作	成	令和2年8月12日
第一次改訂		令和3年1月25日
第二次改訂		令和3年8月25日
第三次改訂		令和3年9月24日

◇物品・場所等への消毒方法

物品・場所等	普段の洗浄等の方法	消毒する場合の方法
糞便や嘔吐物が付着した床、衣類等の浸け置き	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒
食器等の浸け置き、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.02～0.05%）で消毒
ぬいぐるみ・布類	定期的に洗濯。 陽に干す（週 1 回程度）。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.05%）に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
絵本	— ※洗浄できないため、3 日程度開けてローテーションで使用する。 （消毒可能な場合は 2 日程度）	・表面がコーティング等されており消毒可能な場合は、消毒用エタノールで表面を拭く。
洗えるもの	定期的に流水で洗い、陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 か月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日洗う。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.1%）に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	定期的に湯拭き又は陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 か月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日拭く。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.05～0.1%）で拭き取り、陽に干す。
砂場	砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する	・掘り起こし砂全体を陽に干す。

※次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.02%で作成する場合は、時間とともに濃度が下がるためすぐに使用してください。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

参 考 资 料

◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）厚生労働省

＜消毒薬の種類と用途＞

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表3を参照すること。

表3 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬 (次亜塩素酸ナトリウム等)	第4級アンモニウム塩 (塩化ベンザルコニウム 等) ※逆性石けん又は陽イ オン界面活性剤ともいう。	アルコール類 (消毒用エタノール等)
消毒を する 場所・ もの	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具 (調理器具、歯ブラシ、哺 乳瓶等) 室内環境 (トイレの便座、 ドアノブ等) 衣類、シーツ類、遊具等 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等 (浴槽、 沐浴槽、トイレのドアノ ブ等) 用具類 (足浴バケツ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等 (便 座、トイレのドアノブ 等)
消毒の 濃度	<ul style="list-style-type: none"> 0.02% (200ppm) ~0.1% (1,000ppm) 液での拭き取り や浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 0.1% (1,000ppm) 液で の拭き取り 食器の漬け置き: 0.02% (200ppm) 液 	<ul style="list-style-type: none"> 原液 (製品濃度70~80% の場合)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質 (トイレ用洗剤等) と混合すると有毒な塩素ガス が発生するので注意する。 金属腐食性が強く、錆びが 発生しやすいので、金属に は使えない。 汚れ (有機物) で消毒効果 が低下する。このため、嘔吐 物等を十分拭き取った後に 消毒する。また、哺乳瓶は 十分な洗浄後に消毒を行 う。 脱色 (漂白) 作用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いので誤飲 に注意する。 一般の石けんと同時に 使うと効果がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷 や手荒れがある手指に は用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等 は、変質するので長時 間浸さない。 手洗い後、アルコール を含ませた脱脂綿やウ エットティッシュで拭 き自然乾燥させる。
有効な 病原体	全ての微生物 (ノロウイルス、ロタウイル ス等)	一般細菌 (MRSA等)、 真菌	一般細菌 (MRSA等)、 結核菌、真菌、ウイルス (HIVを含む。) 等
消毒薬 が効き にくい 病原体		結核菌、大部分のウイルス 等	ノロウイルス、ロタウイ ルス等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 直射日光の当たらない涼し いところに保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 希釈液は毎日作りかえ る。 	

※ 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、糞便や嘔吐物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

◆新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使った消毒について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

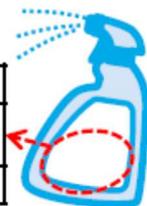
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合には？

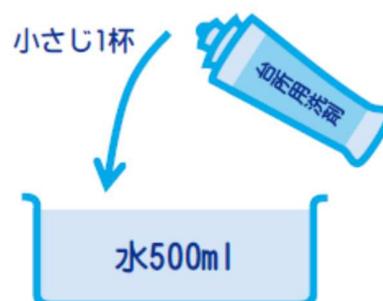
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

（経済産業省：<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>）

※次亜塩素酸水を使用してモノの消毒される場合においては、国で示されているとおり、濃度、方法、使用期限、保管方法等に注意して適切に実施してください。

子ども達をコロナから守りましょう

子どもへの感染が拡大しています。
 小さな子どもでも、正しく対策がとれるよう、**わかりやすい感染対策の呼びかけの工夫**をお願いします。

【子どもへの感染対策の呼びかけ例】

(マスク着用)



マスクは“鼻”を
かくして!

(手洗い)



ご飯の前、学校・家
に入るときは、
必ず手洗い!

(食事中)



食べるときは
おしゃべり無し!

(道具の貸し借り)



道具の貸し借りは
しない!

体調悪ければ無理をしないで!

発熱、せきなどの**風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!**

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です
 遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、**
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の
出勤自粛など、従業員への呼びかけを

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

◆鳥取県版 新型コロナ警報及び活動制限・医療強化等（令和3年8月13日改訂）

区分		注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数	東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週	東部3人/週、中部2人/週、西部3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	-	圏域ごとに稼働率15%超	圏域ごとに稼働率50%超
	③入院率（入院者数/療養者数）	-	圏域ごとに40%未満	圏域ごとに25%未満
運用	発令	圏域単位で発令		
	発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①かつ②または③が基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日	始期:②または③が基準に達した日 終期:②がいずれかが基準を下回った日
	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②③がいずれも基準を下回った日の翌日 （注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）	②の基準を下回るとともに、③の基準を上回った日の翌日 （警報の要件を満たしている場合はそちらに移行）
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター 応援職員を派遣 等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	県クラスター 対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター 対策条例による要請、特措法第45条も発動 等

<引用・参考文献>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」文部科学省
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第2版（2020.10.10）」全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会
(<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2020/10/10/2210/>)
- ・「新型コロナウイルス感染症について（第三報）～現在の状況から～」国立感染症研究所
- ・「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」経済産業省及びNITE作成
(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年10月2日改訂）」国立感染症研究所
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9310-2019-ncov-1.html>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）等会議資料（令和3年9月14日）
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/289708.htm>)